平成２６年（フ）第１０７号
愛知県一宮市萩原町萩原字替土1310番地６
債務者　水口　洸一
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７５号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地36棟204号
債務者　安部　照幸
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８４号
愛知県江南市力長町社宮司10番地　グロリアスハイツ301号
債務者　大鹿　結衣
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県西脇市大野539番地の65　市営住宅768号
債務者　富田　章子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第６０号
岡山県津山市小田中2241番地３
債務者　厨子　敏明
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第９９４号
福岡県朝倉市長田650番地、住民票上の住所福岡県久留米市津福今町557番地４
債務者　石橋　　縁
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９５号
福岡市南区屋形原３丁目43番４―206号
債務者　伊藤　重人
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００９号
福岡市早良区田村３丁目31番２―204号
債務者　尼崎　陽子（旧姓北崎）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１４号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目２番19号
債務者　松本　泰昭
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１５号
福岡市博多区諸岡３丁目６番11―306号
債務者　田村　　忠
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１９号
福岡市城南区友丘３丁目16番14号
債務者　香田　敏彦
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０３１号
前住所福岡市中央区春吉３丁目15番15―708号
債務者　村上　智美
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０３８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒66番地１　ルミナス篠栗北壱番館206号
債務者　大楠　直樹
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４４号
福岡市早良区重留１丁目８番15―301号
債務者　園田ひろみ（旧姓山本・坂元）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０６８号
福岡市博多区東那珂１丁目６番32号
債務者　大津　典夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６号
福岡県直方市大字頓野2104番地７　県住７―308号
債務者　岡　　明美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１７７号
埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根1405番地１、前住所福岡県久留米市北野町金島2013番地13
債務者　松崎　恵子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部